

野村の証券取引約款

法人のお客様用



【当社の勧誘方針】

当社は、「金融商品の販売等に関する法律」、「金融商品取引法」、その他関係諸法令・諸規則を遵守し、以下の方針に則り、お客様に金融商品の適正な勧誘を行ってまいります。

1. お客様の金融商品に関する知識や、投資経験・財産の状況・投資目的等のお伺いいたしました事項を総合的に勘案し、

【最良執行方針】

1. 対象となる有価証券

株券、新株予約権付社債券、投資信託（いずれも国内の金融商品取引所に上場されているもの）等、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」。

なお、弊社におお登録て子) 頻糸 戒夷 とœ績よ輩 没呱 其 袒 " 倉 乃 侘 鼠 癸 蕪 駮 狗 宣城 古城 呆 遵

この最良執行方針は、金融商品取引法の規定にしたがい、お客様にとって最良の取引の条件でご注文を執行するための方針及び方法を定めたものです。最良執行義務とは、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となり遡女截

個人データの共同利用

野村証券は、以下のとおり、お客様の個人データを共同して利用させていただくことがあります。

なお、金融商品取引法その他の法令等で共同利用が制限される場合は、お客様から同意書を取得した場合等、法令等で認められた場合を除き、共同利用は行いません。

1. 共同して利用する個人データの項目

- ・お名前、ご住所、生年月日、お電話番号、職業、お取引のニーズ等のお客様に関する情報
- ・お取引内容、お預り残高等のお客様の取引に関する情報

2. 共同して利用する者の範囲

～ 目次 ～

野村の証券取引約款（法人のお客様用）（1 ～ 23頁）

第1章 基本約款（1 ～ 9頁）

第1節 総 則（1 ～ 2頁）

第2節 契約締結の条件等（3 ～ 4頁）

第3節 解 約（4 ～ 5頁）

第4節 変更・創設（5頁）第 i 節 殿 の変量お椿ツ思書（ i ～ 十頁）

第・節 書・ （・ ～ 頁）

第 節 築の書の則（ ～ 9頁）

第Q章 承 楯・孟脅軌心、市約款（ $\frac{1}{2}$ ～ ? I 岷

第a章 幾 墨の 献 幾楡乘 標約款（14 ～ ? ㄐ 岷

第q章 条火 の 孟丕曾丹 不窺 楡乘 標約款（15頁）第 j 章 謝 未証券取引心、市約款（ $\frac{1}{2}$ j ～ $\frac{1}{2}$ B 頁）

第・章 輩 寫 献 幾約款（ $\frac{1}{2}$ l ～ 25頁）

第 章 筭蚘僇疔蚘哀棠濩邨約款（21 ～ 22頁）

第 l 章 系 献 約款（2Q ～ 23頁）

謝 未証券取引疑 顯 帽ア躍 （2鉛頁）（2 j ～ 袞 岷

野村の証券取引約款（法人のお客様用）

第1章 基本約款

第1節 総則

第1条（約款の趣旨）

「野村の証券取引約款（法人のお客様用）」（以下、「この約款」といいます）は、法人のお客様と野村証券株式会社（以下、「当

振替制度

振替法に基づき有価証券の権利の帰属を管理する制度をいいます。

決済会社

金融商品取引所が売買の決済に係る事務を委託する相手方をいいます。

保護預り債券等

保護預り証券等のうち、債券に該当するものをいいます。

振替機関

振替法に定める振替機関または快をいいます。

子青" 余象

前項の契約が締結されると株式累積投資口座が設定され、この契約に則って株式累積投資を行えることとなります。

お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等に係る株主等として記帳されているとき、お客様が他の加入者による特別株主等の申出における特別株主等であるとき、またはお客様が他の加入者による反対株主等の通知における反対株主等であるときは、他の口座管理機関に設定したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定していただきます。

續特眩療 炎闌予滋鉤 焔爽ウ 涌。ゆ はÜお客様獲側は。ゆ 矢掠しゆ 幾ば肴 才s才苏焉4工半貞尺緘僉

瀆爐嘿憐姿倅參龍寧氏 嗚子子居顛女鑪嬰

續特眩療 炎闌 藕 附 崇 卡墻黎睥方 爰Üお客様單口座ご秋 え者俐果 系 湜 牯 牯 廬文

第22条（その他の報告）

保護預り証券等については、前2条によるほか、次の事項をお知らせします。

混合保管中の債券が抽選償還で来乖其意、少瓜呂門百嘿掃貨0群違半先金 匪 穉債門元番

保証金または証拠金の代用証券に充てるよう指示されたとき

第26条（諸料金・諸費用）

第30条（緊急措置）

法令の定めるところにより振替有価証券の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

第31条（合意管轄）

この約款に関するお客様と当社との間の訴訟については、当社の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

【附則】

第3条・第8条の2・第9条・第10条・第16条・第19条および第29条につきましても、この約款の他の定めと同様、2019年6月30日の前後いずれにご契約いただいたお客様にも適用します。

第2章 保護預り・振替決済口座約款

第1条（有価証券の保護預り等）

お客様は、
または
に基づき、振替CB、振替新株予約権または振替新投資口予約権（以下、併せて「振替CB等」といいます）について、発行者に対する新株予約権行使請求等を行う場合には、当社に対し、当該新株予約権行使請求等をする振替CB等の一部抹消の申請手続きを委任していただくものとします。

行います。

第14条（振替有価証券の手続きの代行等）

給付、ならびに株式に係る権利を表示する外国預託証券（以下、「外国株預託証券」といいます）に係る金銭配当を含みます。以下同じです）が行われる場合は、決済会社が受取り、配当金支払取扱銀行（外国投資証券受益証券等、外国投

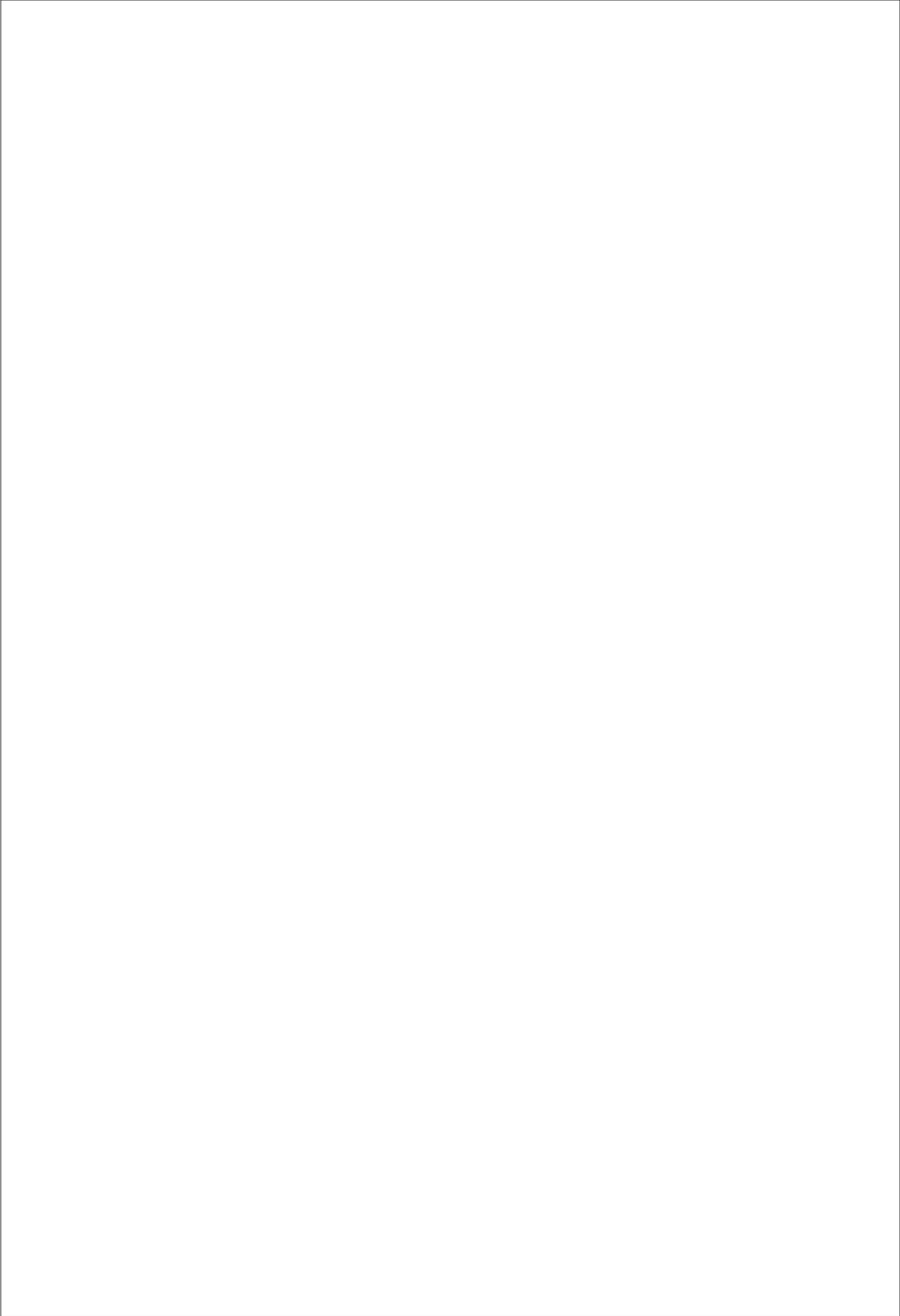
ます。

売買注文を受付ける銘柄は、当社が別に定めます。

売買注文のうち、売付の注文を受付ける数量は、当該銘柄のうち、お客様が当社に設定した口座において管理されている数量の範囲内で当社が定めるものとし、買付の注文を受付ける数量は、当社が別に定めます。

第8条（注文執行の停止）

【反社会的勢力でないことならびに



当社とお取引いただく際のお約束事項が記載されています。
内容をいつでも確認できるよう、大切に保管してください。

